第４編　財　　務

○千葉県道路公社会計規程

（昭和４６年５月１１日）
（千葉県道路公社規程第８号）

改正	昭和54年 9月 1日	規程第１号		平成15年 9月12日	規程第８号
	昭和57年 3月15日	規程第２号		平成21年 4月 1日	規程第１号
	昭和59年 3月30日	規程第３号		平成22年 3月 1日	規程第９号
	昭和63年12月 1日	規程第４号		平成22年 4月 1日	規程第４号
	平成 3年 2月 4日	規程第５号		平成24年 4月 1日	規程第３号
	平成 4年 8月 1日	規程第５号		平成27年 4月 1日	規程第６号
	平成 5年 3月 1日	規程第６号		平成29年12月 1日	規程第１号
	平成 5年 9月 1日	規程第１号		平成30年12月 1日	規程第３号
	平成 8年 4月 1日	規程第４号		令和 4年12月 1日	規程第３号
	平成11年11月16日	規程第１号		令和 5年 3月 1日	規程第９号
	平成13年 4月 1日	規程第２号		令和 7年 4月 1日	規程第２号
	平成14年 4月 1日	規程第３号		令和 7年 5月 1日	規程第３号

目次

第１章　総則（第１条－第９条）・・・・・・・・・・・・・・・・　2
第２章　予算及び資金収支計画（第10条－第11条）・・・・・・　4
第３章　収入及び支出（第12条－第27条）・・・・・・・・・・　4
　第１節　通則（第12条－第15条）・・・・・・・・・・・・・・　4
　第２節　収入（第16条－第20条）・・・・・・・・・・・・・・　4
　第３節　支出（第21条－第27条）・・・・・・・・・・・・・・　5
第４章　　資産（第28条－第50条）・・・・・・・・・・・・・・　7
　第１節　通則（第28条－第34条）・・・・・・・・・・・・・・　7
　第２節　流動資産（第35条－第38条）・・・・・・・・・・・・　8
　第３節　固定資産（第39条－第47条）・・・・・・・・・・・・　8
　第４節　繰延資産（第48条－第50条）・・・・・・・・・・・・　11
第５章　負債及び資本（第51条－第56条）・・・・・・・・・・　12
第６章　損益勘定（第57条－第59条）・・・・・・・・・・・・・　12
第７章　貸借勘定（第60条・第61条）・・・・・・・・・・・・・　13
第８章　物品及び不動産の管理（第62条－第66条）・・・・・・　13

第９章　契約（第 67 条－第 73 条）　・・・・・・・・・・・・・・・　15
第 10 章　決算（第 74 条・第 75 条）・・・・・・・・・・・・・・・　18
第 11 章　弁償責任（第 76 条・第 77 条）・・・・・・・・・・・・・　18
第 12 章　補則（第 78 条）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
附 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、千葉県道路公社（以下「公社」という。）の財務及び会計に関する基準を確立して事業の能率的な運営と予算の適正な実施を図り、もって公社の事業の健全な発展に資することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　公社の財務及び会計に関しては、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号。以下「法」という。）、地方道路公社法施行令（昭和 45 年政令第 2202 号）、同法施行規則（昭和 45 年建設省令第 21 号）千葉県道路公社定款その他の法令等の定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（会計原則）

第３条　公社は、その財務状態及び経営成績を明らかにするため、次の各号に定める原則に基づき経理するものとする。

(1)　財政状態及び経営成績に関して、真実な内容を明りょうに表示すること。

(2)　すべての会計取引につき、正規の簿記の原則に従って正確な記帳整理を行うこと。

(3)　会計取引のうち、資本取引と損益取引とを明りょうに区分して整理すること。

(4)　会計処理の原則、及び手続を毎事業年度継続して適用し、みだりに変更しないこと。

(5)　財政に不利な影響を及ぼすおそれがある事態にそなえて健全な会計処理をすること。

（事業年度所属区分）

第４条　公社の会計においては、収益及び費用の発生並びに資産、負債及び資本の増減異動の所属する事業年度は、その原因となる事実の発生した日の属する事業年度とし、その日を決定することが困難であるときは、その原因となる事実を確認した日の属する事業年度とする。

（勘定科目）
第５条　公社の会計は、貸借対照表勘定及び損益勘定に区分して経理する。
２　貸借対照表勘定は、資産、負債及び資本に区分し、資産は流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債は、流動負債、固定負債及び特別法上の引当金等に、資本は、資本金及び剰余金又は、繰越欠損金に区分する。
３　損益勘定は、収益及び費用に区分し、これらを収入又は支出の性質に応じて細分する。
（財務諸表）
第６条　法第 26 条第１項に規定する財務諸表は、次の各号に定めるところにより作成するものとする。
(1)　財産目録（別記第１号様式）は、公社の財産状態を明らかにするため、当該事業年度末に保有するすべての資産及び負債の明細を記載すること。
(2)　貸借対照表（別記第２号様式）は、公社の財政状態を明らかにするため、当該事業年度末に保有するすべての資産、負債及び資本を記載すること。
(3)　損益計算書（別記第３号様式）は、公社の経営成績を明らかにするため当該事業年度に発生したすべての収益とすべての費用を記載して当該事業年度の利益又は損失を表示すること。
（会計機関）
第７条　理事長は、公社の財務及び会計に関する事務の適正な運営を図るため、出納員、分任出納員、会計員、資金前渡員、物品出納員、現金取扱員を設けるものとし、事務担当者及び担当する事務の範囲は、別表１のとおりとする。
（帳簿）
第８条　公社の会計においては、主要帳簿、補助帳簿及び予算簿を備え、これらに資産、負債及び資本の増減異動その他所要事項を整然かつ明りょうに記録するものとする。
（伝票）
第９条　すべての会計取引は、発生のつど伝票により処理し、主要帳簿及び補助帳簿は、伝票に基づいて記帳しなければならない。

第２章　予算及び資金収支計画

（予算執行計画）

第 10 条　理事長は、法第 24 条の規定により知事の承認を受けた支出予算に基づき、当該事業年度に係る予算執行計画を作成する。

２　前項の予算執行計画は、次条の規定による資金収支計画と調整を図ったうえ作成する。

（資金収支計画）

第 11 条　理事長は、法第 24 条の規定により知事の承認を受けた資金計画に基づき、資金収支計画を作成する。

第３章　収入及び支出

第１節　通則

（取引銀行）

第 12 条　公社の預金口座を設ける銀行（以下「取引銀行」という。）は、理事長が指定する。

（現金の管理）

第 13 条　収入金は、取引銀行のうちから理事長が指定する銀行に預金し、直ちにこれを支払資金に充ててはならない。

２　出納員又は分任出納員は、業務上必要な手許現金を除き、その保管する現金をすべて取引銀行に預金（貯金を含む。）しなければならない。

（余裕金の運用）

第 14 条　理事長は、公社の余裕金を運用するに当たっては、法第 31 条の規定により事業の執行に支障のない範囲内で効率的に行うものとする。

（出納保管）

第 15 条　出納員、分任出納員及び資金前渡員は、善良な管理者の注意をもって、その取扱いに係る現金、預貯金及び有価証券を出納保管しなければならない。

第２節　収入

（収入）

第 16 条　理事長は、公社の収入の調査決定（以下「収入調定」という。）をしたときは、出納員又は分任出納員に収納させるものとする。

（支払の請求）

第 17 条　理事長は、公社の収入調定をした場合において、債務者に支払の請求をする必要があるときは、速やかに納入金額を明らかにし、かつ、納入期限及び納入場所を指定して、その支払を請求するものとする。

（収納）
第 18 条　出納員又は分任出納員は、現金の授受に代え、普通為替証書で公社を受取人として指定したもの若しくは受取人を指定しないものをもって収入金を収納することができる。
２　出納員又は分任出納員は、収入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付する。この場合において、当該収納が現金の授受に代え、前項に規定する有価証券をもって行われたときは、領収証書にその旨附記しなければならない。
３　出納員又は分任出納員は、前項の規定により収入金を収納したときは、遅滞なくその旨を理事長に報告しなければならない。
（督促）
第 19 条　理事長は、納入期限までに払込みをしない債務者に対して、その払込みを督促し、収入の確保を図らなければならない。
（料金収入等の特例）
第 20 条　有料道路の料金、駐車場の料金及び利息の収入等については、前４条の規定にかかわらず別に定めるところによる。

第３節　支出

（支出負担行為）
第 21 条　公社の支出の原因となるべき契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。
２　支出負担行為は、資金収支計画との関係を考慮して最も効率的な時期及び方法により決定しなければならない。
３　予算額を超えて支出負担行為をすることはできない。
（支出の命令）
第 22 条　出納員は、理事長の命令がなければ支出をすることができない。
２　出納員は、前項の命令を受けた場合においても当該負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出することができない。
（支出の方法）
第 23 条　公社の支出は、債権者のためでなければこれをすることができない。
２　公社の支出は、資金前渡、前金払、概算払又は部分払の方法によってこれをすることができる。

（支払の方法）
第 24 条　出納員が行う支払の方法は、法令の規定により現金で支払うことを必要とする場合又は受取人が特に現金の交付を要求した場合を除くほか、口座振込払によらなければならない。
２　出納員が支払を行うときは現金と引換えに相手方から領収証書を提出させなければならない。ただし、債権者に支払うべき金額を取引銀行を通じて、当該債権者の預金口座に振込む場合は当該取引銀行からの振込金領収済通知書をもって債権者からの領収証に代えることができる。
（資金前渡）
第 25 条　業務の運営上必要があるときは、別に定める経費については、資金前渡をして現金支払をさせるため、その資金を当該資金前渡員に前渡することができる。
２　収入の誤納又は過納となった金額を払い戻すため必要があるときは、前項の例により、その資金を前渡することができる。
３　特別の必要があるときは、公社職員以外の者に資金前渡することができる。
（前金払及び概算払）
第 26 条　業務の運営上必要があるときは、次の第１号から第 10 号までに掲げる経費については前金払、第８号から第 11 号までに掲げる経費については概算払をすることができる。
(1)　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社により同条第２項に規定する前払金の保証がされた同条第１項の公共工事の代価
(2)　外国から購入する物品の代価
(3)　定期刊行物の代価又は日本放送協会に支払う受信料
(4)　土地又は建物の買収代金及び借料
(5)　公社の用に供する土地の上に存する物件の移転料
(6)　運賃
(7)　保険料
(8)　委託費
(9)　負担金
(10) 官公署に対し支払う経費
(11) 旅費
２　前項に規定するもののほか業務の運営上特に必要があるときは、理事

長は前金払又は概算払をすることができる。
３　前２項の規定による前金払又は概算払は契約の履行に関し、相手方の信用が確実であるとき又は確実な保証があるときに限り、行うものとする。
（部分払）
第 27 条　契約により工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し完済前又は完納前に代価の一部分を支払う必要があるときは、別に定める検査調書に基づいて工事又は製造については、その既済部分に対する代価の 90 パーセント、物件の買入れについては、その既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。ただし、性質上可分の工事又は製造における完済部分に対しては、その代価の金額まで支払うことができる。

第４章　資産

第１節　通則

（流動資産）
第 28 条　流動資産は、現金、預金（貯金を含む。）、未収金、有価証券、材料及び貯蔵品、前払費用、仮払金、受託業務支払金及びその他の流動資産とする。
（固定資産）
第 29 条　固定資産は、事業資産、事業資産建設仮勘定、有形固定資産、無形固定資産、有料道路関連道路債権及びその他の固定資産とする。
(1)　事業資産は、道路（道路を構成する敷地を含む。以下同じ。）、建設助成金、自動車道構築物、駐車場及び附帯事業施設とする。
(2)　事業資産建設仮勘定は、道路建設仮勘定、自動車道構築物建設仮勘定、駐車場建設仮勘定及び附帯事業施設建設仮勘定とする。
(3)　有形固定資産は、建物、構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具器具及び備品、土地、リース資産、建設仮勘定とする。
(4)　無形固定資産は、リース資産、電話加入権、借地権、地上権、ソフトウェア、その他無形固定資産とする。
(5)　有料道路関連道路債権は、有料道路に関連する一般道路事業の立替施行に係る債権とする。
第 30 条及び第 31 条　削除
（繰延勘定）
第 32 条　繰延勘定は、前払費用、調査費及び財産臨時損失とする。

（資産の記帳価格）
第 33 条　資産の記帳価格は、原則として当該資産の取得価格による。
（貸倒償却）
第 34 条　公社の債権について次の各号の一に該当する事由のある場合においては、当該債権の属する資産の価額を削除し、これを費用として整理することができる。
(1)　債務履行期日後５年（当該債券の消滅時効が５年より短いときはその年数）を経過し、かつ債務者又は債務者の住所及び居所が不明であって差し押えることのできる財産がないとき。
(2)　強制執行その他の債権の取立に要する費用が当該債権額より多額であると認められるとき。
(3)　強制執行後なお回収不能の残額があるとき。
第２節　流動資産
（材料等の取得価格）
第 35 条　材料及び貯蔵品（以下「材料等」という。）の取得価格は、実際の購入価額又は生産に要した費用の額による。
２　発生品又は取得品を材料等に編入する場合において、前項の規定によることが困難又は不適当であるときは、その材料等の記帳価格は、適正な評価額による。
（材料等の価額の減額）
第 36 条　材料等が変質し、破損し、滅損し、又は滅失したときは、その割合に応じて、その価額を減額する。
２　前項の規定により減額したときは、その減少額を費用に計上する。
（材料等の払出し）
第 37 条　材料等を事業の用に供するため払い出すとき又は前条第２項の規定によりその価額を減額するときは、先入先出法により整理する。
（材料等の棚卸）
第 38 条　材料等については、毎事業年度末及び随時に実地棚卸を行い、現品と帳簿有高とを照合して、その資産計上額の正確を保持するものとする。
第３節　固定資産
（事業資産の取得価格）
第 39 条　事業資産の取得価格は、その取得又は建設のために要した直接費及び間接費の合計額とする。
（道路の減価償却）

第 40 条　道路は、その取得価額（次条に規定する建設助成金が積みたてられているときは、その建設助成金の額を控除した額）を基礎として、別に定めるところにより、その残存価額が零に達するまで減価償却を行う。
２　前項の規定による減価償却の額は、償還準備金としてその累計額を負債勘定に計上する。
（建設助成金）
第 40 条の２　建設助成金は、法第 30 条の規定による国又は地方公共団体の補助金及び法第 30 条以外に地方公共団体から建設中の事業資産に対し交付された補助金とし、資産の価額から控除する形式で資産勘定に計上する。
（社会資本整備引当金）
第 40 条の３　社会資本整備引当金は、社会資本整備特別措置法に基づく建設中の事業資産に対し、道路法第 24 条による同法第 59 条に係る負担金の累計額を社会資本整備引当金としてその累計額を負債勘定に計上する。
（償還準備積立金）
第 40 条の４　償還準備積立金は、建設中の事業資産に対する消費税還付金を積み立てし、当該資産が供用開始されたときに控除する。
２　前項の規定による償還準備積立金は、その累計額を負債勘定に計上する。
（道路事業損失補てん引当金）
第 41 条　道路事業に係る損失を補てんするため、当該道路の１事業年度における料金徴収総額の 10％又は 12％に相当する額を、事業年度末において道路事業損失補てん引当金としてその累計額を負債勘定に計上する。
（道路価額の削除）
第 42 条　道路に係る料金の徴収期間が満了したときは、当該道路の記帳価額を削除する。
２　前項の規定により価額を削除したときは、当該道路に対する償還準備金、建設助成金及び社会資本整備引当金に相当する額をそれぞれ償還準備金、建設助成金及び社会資本整備引当金から控除する。この場合において控除額が削除額に満たないときはその差額に相当する額を道路事業損失補てん引当金から控除する。
（道路以外の事業資産の減価償却）
第 43 条　道路以外の事業資産は、毎事業年度末においてその取得価格を基礎として、定額法（理事長の指定する資産については定率法）によりその残存価額が有形固定資産にあっては１円まで、無形固定資産にあっては

零に達するまで減価償却を行う。
２　前項の規定による減価償却は、別に定める耐用年数により行い、その耐用年数はその資産を取得し、又は建設した月の翌月から起算する。
３　第１項の規定による減価償却の額は、有形固定資産にあっては、自動車道構築物減価償却累計額、駐車場減価償却累計額又は附帯事業施設減価償却累計額として、その累計額を資産から控除する形式で資産勘定に計上し、無形固定資産にあっては、当該資産の価格から直接控除する。
（道路以外の事業資産の価額の削除）
第 44 条　道路以外の事業資産が滅失し、又はこれを譲渡し、交換し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その価額を削除し、駐車場減価償却累計額又は附帯事業施設減価償却累計額から当該資産に係る減価償却累計額を控除する。
２　前項の規定により事業資産の価額を削除した場合において、その削除した価額と当該資産に係る減価償却累計額との差額があるときは、その額を費用として計上する。
３　前項の場合において、その資産を譲渡し交換し、撤去し又は廃棄することにより対価を得るときは、その対価相当額と費用に計上すべき額との差額を費用又は収益として計上する。
（事業資産建設仮勘定）
第 45 条　事業資産建設仮勘定は、道路、自動車道構築物、駐車場及び附帯事業施設の建設のための用地及び補償費、材料費、機械器具費、工事費並びにこれらの建設に関するその他の費用を計上し、建設が完了して供用が開始されたときにおいて、原価計算を行い各資産の科目に振り替える。
（有形固定資産及び無形固定資産の減価償却）
第 46 条　有形固定資産（土地、建設仮勘定を除く。）は、毎事業年度末において、その取得価額を基礎として定額法により残存価額が１円まで、無形固定資産にあっては零に達するまで減価償却を行う。
２　前項の規定による減価償却は、別に定める耐用年数により行い、その耐用年数はその資産を取得し又は建設した月の翌月から起算する。
３　第１項の規定による減価償却の額は、有形固定資産にあっては、固定資産減価償却累計額として、その累計額を資産の価額から控除する形式で資産勘定に計上し、無形固定資産にあっては、資産の価額から直接控除する。
４　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（ファイナン

ス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。）の減価償却は、自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法による。

５　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものをいう。）の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。ただし、重要性が乏しいと認められる場合には、賃貸借取引による。

（固定資産の価格の削除）

第 47 条　有形固定資産が滅失し、又はこれを譲渡し、交換し、撤去し、売却し、若しくは廃棄したときは、その価額を削除し、有形固定資産減価償却累計　額から当該資産に係る減価償却累計額を控除する。

２　前項の規定により有形固定資産の価額を削除した場合において、その削除した価額と当該資産に係る減価償却累計額との差額があるときは、その額を費用として計上する。

３　前項の場合において、その資産を譲渡し、交換し、撤去し、売却し、又は廃棄することにより対価を得るときは、その対価相当額と費用に計上すべき額との差額を費用又は収益として計上する。

第４節　繰延資産

（前払費用）

第 48 条　前払費用は、既に支払った保険料、賃借料等の費用のうち未経過期間に相当する金額を計上し、翌事業年度以降の費用に正しく割り当てる。

ただし、翌事業年度の費用に割り当てられるものは、流動資産として整理する。

（調査費）

第 49 条　特定の道路、駐車場及び附帯事業施設の建設に係る調査費は、これらの施設の建設が、確定する前の調査（測量、設計、試験及び研究を含む。）に要した費用を計上しその建設が確定したときは、これを当該事業資産建設仮勘定に、その建設計画が中止されたときは、これを速やかに費用に振替整理する。

２　前項に規定する調査費以外の調査費は、その支出の翌事業年度から５年以内に、毎事業年度末において、定額法により直接償却を行う。

（財産臨時損失）

第 50 条　財産臨時損失は、災害等により生じた臨時巨額の資本的損失を計上し、その全額を当該事業年度以降に繰延整理することができる。
２　前項の規定により繰延整理した損失は、災害時の程度を勘案し、別に定める期間以内に、毎事業年度末において、定額法により直接償却する。

第５章　負債及び資本

（流動負債）
第 51 条　流動負債は、未払金、短期借入金、未払費用、預り金、仮受金、受託業務受入金、賞与引当金及びその他の流動負債とする。
（固定負債）
第 52 条　固定負債は、長期借入金、退職手当引当金、リース債務及びその他の固定負債とする。
（特別法上の引当金等）
第 53 条　特別法上の引当金等は、道路事業損失補てん引当金、償還準備金、償還準備積立金及び社会資本整備引当金とする。
第 54 条　削除
第 55 条　基本金は、法第４条の規定により、地方公共団体が出資した額とする。
（剰余金又は繰越欠損金）
第 56 条　剰余金は、法第 27 条第１項の規定による準備金とし、繰越欠損金は、同条第２項の規定による繰越欠損金とする。

第６章　損益勘定

（収益）
第 57 条　収益は、業務収入（道路料金収入、駐車場料金収入、附帯事業収入及び業務雑収入）、受託業務収入（受託業務収入）及び業務外収入（利息収入、有料道路関連道路収入、業務補助金収入及び雑益）とする。
（費用）
第 58 条　費用は、管理業務費（道路管理業務費、駐車場管理業務費及び附帯事業管理業務費）、一般管理費（一般管理費）、諸減価償却費（償還準備金入額、自動車道構築物減価償却費、駐車場減価償却費、附帯事業施設減価償却費及び固定資産減価償却費）、諸引当損（道路事業損失補てん引当損、償還準備積立金繰入損、退職引当損及び賞与引当損）、受託業務費（受託業務費）及び業務外費用（支払利息、繰延資産償却、雑損）とする。

（一般管理費等の配賦）
第 59 条　一般管理費、諸減価償却費、諸引当損及び業務外費用については、事業年度末において、別に定めるところにより損益勘定及び事業資産の取得価額に配賦する。

第７章　原価計算

（原価計算）
第 60 条　料金の決定、経営管理その他の業務運営の基礎資料とするため、原価計算を行うものとする。
（原価計算の方法）
第 61 条　原価計算は、道路、自動車道構築物、駐車場、附帯事業施設その他特に必要と認められるものについて、原価要素を分類集計して行う。
２　原価要素は、原則として用地補償費、材料費、機械器具費、工事費及び附帯費用並びに一般管理費及び業務外費用の配賦額とする。
３　原価計算と会計の諸勘定とは、有機的に関連するものでなければならない。

第８章　物品及び不動産の管理

（管理の原則）
第 62 条　物品及び不動産は、この規程又は他に特別な定めがある場合は除き、これを交換しその他支払手段として利用し、又は適正な対価なくして、これらを譲渡し、若しくは貸し付けしてはならない。
（物品及び不動産の交換等）
第 63 条　物品及び不動産は、次の各号の一に該当する場合においては、これを交換することができる。
(1)　公社の所有に属する自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条第２項に規定する自動車をいう。以下本号において同じ。）に係る経費の節減を図るため、支出予算に定めるところにより当該自動車を公社以外の者が所有する自動車と交換するとき。
(2)　事業の用に供するため必要がある場合において、公社が所有する土地又は建物若しくは土地の定着物を公社以外の者が所有する土地又は建物若しくは土地の定着物と交換するとき。
２　物品及び不動産は、次の各号の一に該当する場合においては、これを時価より低い対価又は無償で譲渡することができる。
(1)　公社の事業の普及又は宣伝を目的として、印刷物、写真、その他これらに準ずる物品を配付するとき。

(2)　公社の事業に係る道路等に関する工事、製造調査測量、試験又は研究（以下本条において「工事等」という。）に必要な印刷物、写真、その他これらに準ずる物品又は見本用若しくは標本用物品を譲渡するとき。
(3)　予算に定める交際費又は報償費をもって購入した物品を贈与するとき。
(4)　寄附を受けた物品又は不動産の用途を廃止した場合において、その全部又は一部を寄附者又はその一般承継人に譲渡するとき。
(5)　道路の建設に関し取得した公共施設又はその敷地のうち公社が管理することが著しく不適当であって、かつ公社の事業に直接関係のないものについての全部又は一部を公共の用に供することを条件として、国又は地方公共団体その他これらに準ずる者に譲渡するとき。
３　物品及び不動産は、次の各号の一に該当する場合においては、これを時価より低い対価又は無償で貸し付けることができる。
(1)　公社の事業の普及又は宣伝を目的として印刷物、写真、映写用器材、その他これらに準ずる物品を貸し付けるとき。
(2)　公社の委託により、工事等又は払込料金の受領を行う者に対し、当該工事等又は当該払込料金の受領に必要な物品又は不動産を貸し付けるとき。
(3)　公共施設の用に供する物品又は不動産を国又は地方公共団体、その他これらに準ずる者が、当該施設の目的に従って管理しようとする場合においてその全部又は一部をこれらの者に貸し付けるとき。
（交換差金の補足）
第 64 条　前条第１項の交換をする場合においてその価額が等しくないときはその差額を金銭で補足しなければならない。
（物品の保管）
第 65 条　物品出納員は、善良な管理者の注意をもって、物品を良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならない。
２　物品出納員は、理事長の命を受け、出納簿を備え物品の受払を整理しなければならない。
（物品の分類）
第 65 条の２　物品は次の各号に掲げるとおり分類する。
１　備品その性質上長期間にわたって使用されるべき物。ただし次に掲げる物は、消耗品とする。

(1)　購入価格が 1 万円未満の物
(2)　ガラス製品、陶磁器等破損しやすい物
(3)　記念品、ほう賞品その他これらに類する物
２　消耗品　その性質上使用することによって消耗する物
（管理の手続等）
第 66 条　物品及び不動産の取得及び処分並びに、保管又は維持及び保存に関する手続その他の事項については、この規程によるほか別に定める。
２　物品出納員は、次の各号に掲げる物品については、第 65 条第２項に規定する記載を省略することができる。
(1)　新聞、官報、雑誌、追録又は配布を目的として購入した簡易な印刷物
(2)　接待用、宣伝用、贈答用物品で、取得後直ちに消耗し、又は使用するもの
(3)　職員が出張先において購入し、現地において消耗するもの
(4)　車両用燃料等で単価契約により購入するもの
(5)　その他各号に類するもの

第９章　契約

（契約の方法）
第 67 条　契約を行うときは、すべて競争入札に付さなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、随意契約の方法によることができる。
(1)　契約の予定価格が別表 2 に掲げる額を超えないものとするとき。
(2)　契約の性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
(3)　緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
(4)　競争入札に付することが不利と認められるとき。
(5)　時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
(6)　競争入札に付し入札者がないとき、又再度の入札に付し落札者がないとき。
(7)　落札者が契約を締結しないとき。
２　前項ただし書きの規定により随意契約を締結しようとするときは、原則として２人以上の者から見積書を徴されなければならない。
（予定価額）
第 68 条　理事長は、契約を締結しようとするときは、当該契約に係る予

定価格を設定しなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において契約の内容が軽易なものであるとき又は契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるときは、この限りでない。

（入札保証金）

第 69 条　理事長は、競争に加わろうとする者から入札金額の５パーセント以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、理事長がその必要がないと認めたときは、これを免除することができる。

２　前項の規定による入札保証金の納付は、国債、地方債その他理事長が確実と認める担保の提供をもって代えることができる。

３　入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（前項の規定により、その納付に　代えて提供された担保を含む。）は、公社に帰属することを入札公告に明　示するものとする。

（競争契約の締結）

第 70 条　競争による契約は、その契約の目的に従い、予定価格の制限の範囲内で最高の価格又は、最低の価格により入札した者と締結する。ただし、公社の支払の原因となる契約のうち別に定めるものについて契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者に契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札したその他の者のうち最低の価格をもって入札した者と契約を締結することができるものとする。

（契約書）

第 71 条　理事長は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、又はこれに代わる書類をもって処理することができる。

（契約の保証）

第 72 条　工事に係る請負契約を締結するときは、請負者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証契約の締結後、直ちにその保険　証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
(4)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証券による保証
(5)　この契約による債務の履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結
２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は請負代金の 10 分の１以上としなければならない。
３　第１項の規定により、請負者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
４　請負代金の変更があった場合には、保証の額が変更後の 10 分の１に達　するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、請負者は、保証の額の減額を請求することができる。
５　理事長は、第１項に規定する契約以外の契約を締結するときは、契約金額の 10 パーセント以上の契約保証金を納めさせなければならない。
６　第１項及び第２項の規定にかかわらず、軽易な工事に係る請負契約又は前項に規定する契約の保証については、理事長がその必要がないと認めたときは、これを免除することができる。
７　第 69 条第２項の規定は、第５項の規定による保証金の納付について準用する。
（契約の履行の確保）
第 73 条　公社が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、理事長は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既成部分又は、物体の既納部分の確認を含む。）をするため職員に命じて必要な監督又は検査をしなければならない。
２　公社が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合においては、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、前条第５項に規定する契約保証金（前条第７項の規定によりその納付に代えて提供された担

保を含む。）は公社に帰属することを契約書に明示するものとする。
３　検査を命じられた職員は、検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。ただし、契約金額が百万円を超えないものについては、請求書又はこれに代わるべき書類に検査済みの旨を付記して検査調書の作成を省略することができる。

第 10 章　決算

（月次報告）
第 74 条　出納員は、毎月合計残高試算表その他必要な書類を作成し、翌月 15 日までに理事長に提出しなければならない。
（年度決算）
第 75 条　出納員は、毎事業年度の末日現在において、当該事業年度の合計残高試算表、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び決算報告書を作成し、翌事業年度の５月末日までに理事長に提出しなければならない。

第 11 章　弁償責任

（職員の弁償責任）
第 76 条　出納員、分任出納員、会計員、資金前渡員、物品出納員又は物品を使用している職員が、故意又は過失により、その保管に係る現金、有価証券若しくは物品又はその使用に係る物品又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによって生じた損害を弁償しなければならない。
２　次の各号に掲げる行為をする権限を有する役員若しくは職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員が、故意又は重大な過失により、法令及びこの規程に違反して、当該行為をしたこと又は怠ったことにより公社に損害を与えたときも、また同様とする。
(1)　支出負担行為
(2)　第 22 条の命令又は同条第２項の確認
(3)　支出又は支払
(4)　第 73 条の監督又は検査
（責任の分割）
第 77 条　前条の場合において、損害が２人以上の者の行為により生じたものであるときは、これらの者は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生の原因となった程度に応じて弁償の責に任ずるものとする

第 12 章　補則

（実施細則）

第 78 条　この規程を実施するため必要な事項については別に定める。

附則

この規程は、昭和 46 年５月 11 日から適用する。

附則

この規程は、昭和 54 年９月１日から適用する。

附則

この規程は、昭和 57 年３月 15 日から適用する。

附則

この規程は、昭和 59 年３月 30 日から適用する。

附則

この規程は、昭和 63 年 12 月１日から適用する。

附則

この規程は、平成３年２月４日から適用する。

附則

この規程は、平成４年８月１日から適用する。

附則

この規程は、平成５年３月１日から適用する。

附則

この規程は、平成５年９月１日から適用する。

附則

この規程は、平成８年４月１日から適用する。

附則

この規程は、平成 11 年 11 月 16 日から適用する。

附則

この規程は、平成 13 年４月１日から適用する。

附則

この規程は、平成 14 年４月１日から適用する。

附則

この規程は、平成 15 年９月 12 日から適用する。

附則

この規程は、平成 21 年４月１日から適用する。

附則

この規程は、平成 22 年３月１日から適用する。

附則

この規程は、平成 22 年４月１日から適用する。

附則

この規程は、平成 24 年４月１日から適用する。

附則

この規程は、平成 27 年４月１日から適用する。

附則

（施行期日）

１　この規程は、平成 29 年 12 月１日から施行し、平成 29 年４月１日から適用する。

（移行措置）

２　この規程の適用日以前に取得した資産は、旧定額法により残存価額が取得価額の５％に達するまで償却し、翌事業年度から残存価額より１円を控除した額について５年間で均等償却を行う。

３　この規程の適用日以前に取得し、残存価額が取得価額の５％まで償却されている資産については、翌事業年度から残存価額より１円を控除した額について５年間で均等償却を行う。

（施行期日）

１　この規程は、平成 30 年 12 月１日から施行し、平成 30 年４月１日から適用する。

附則

この規程は、令和４年 12 月１日から適用する。

附則

この規程は、令和５年３月１日から適用する。

附則

この規程は、令和７年４月１日から適用する。

附則

この規程は、令和７年５月１日から適用する。

別表１

会計機関の事務を担当する者及び業務の範囲

会計機関	区　　分	事務担当者	担当する事務の範囲
出　納　員	本　　社	総　務　部　長	１　現金、預貯金及び有価証券の出納保管（資金前渡担当者の業務を除く。） ２　支出負担行為の確認 ３　公社の収入に係る収入額の調停 ４　資金前渡担当者に対する調停
分任出納員	管理事務所	所　　長	管理事務所の所掌に属する道路に係る料金収入金の出納及び保管
会　計　員	管理事務所	事　務　職　員	管理事務所の所掌に属する道路に係る料金収入金の出納及び保管
資金前渡員	本　　社	総務経理課長	前渡資金の支払の調査決定及び出納保管
現金取扱員	本　　社	総務経理課職員	開示申出に係る手数料及び開示実施に係る手数料の出納及び保管
		業務管理課職員	回数券の販売に係る出納及び保管
	管理事務所	業務員及び料金徴収を担当する嘱託員	管理事務所の所掌に属する道路に係る通行料金の徴収及び保管
物品出納員	本　　社	総務経理課長	本社に属する物品の出納及び保管
	建設事務所	所　　長	建設事務所に属する物品の出納及び保管
	管理事務所	所　　長	管理事務所に属する物品の出納及び保管

別表２（第67条）

契　　約　　の　　種　　類	額
１　工事又は製造の請負	４００万円
２　財産の買い入れ	３００万円
３　物件の借入れ	１５０万円
４　財産の売払い	１００万円
５　物件の貸付け	５０万円
６　前各号に掲げる以外のもの	２００万円

第１号様式（第６条）

事業年度　千葉県道路公社財産目録

年　　月　　日現在

資産の部			
区分	内訳		金額
	摘要	金額	
		円	円
流動資産			
現金及び預金			
現金			
預金			
未収金			
有価証券			
材料及び貯蔵品			
前払費用			
仮払金			
受託業務支払金			
前払金			
その他の流動資産			
固定資産			
事業資産			
道路			
建設助成金			
自動車道構築物			
駐車場			
附帯事業施設			
事業資産建設仮勘定			
道路建設仮勘定			
自動車道構築物建設仮勘定			
駐車場建設仮勘定			
附帯事業施設建設仮勘定			
有形固定資産			
建物			
構築物			
機械及び装置			
車両及び運搬具			
工具器具及び備品			
土地			
リース資産			
建設仮勘定			
無形固定資産			
有料道路関連道路債権			
その他の資産			
繰延資産			
前払費用			
調査費			
財産臨時損失			
合計			

負債の部			
区分	内訳		金額
	摘要	金額	
		円	円
流動負債			
未払金			
短期借入金			
未払費用			
前受金			
預り金			
仮受金			
受託業務受入金			
賞与引当金			
その他の流動負債			
固定負債			
債権			
長期借入金			
リース債務			
退職手当引当金			
長期預り金			
特別法上の引当金等			
道路事業損失補てん引当金			
償還準備金			
償還準備積立金			
社会資本整備引当金			
合計			
正味財産			

（注）１　内訳の摘要欄は、勘定科目分類表に従って詳細に記載する。
　　２　減価償却資産（事業資産建設仮勘定を含む。）の現在高は、各減価償却累計額及び建設助成金を控除して記載する。

第２号様式（第６条）

事業年度　千葉県道路公社貸借対照表

年　　月　　日現在

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流動資産		流動負債	
現金及び預金		未払金	
現金		短期借入金	
預金		未払費用	
未収金		前受金	
有価証券		預り金	
材料及び貯蔵品		仮受金	
前払費用		受託業務受入金	
仮払金		賞与引当金	
受託業務支払金		その他の流動負債	
前払金		固定負債	
その他の流動資産		債権	
固定資産		長期借入金	
事業資産		リース債務	
道路		退職手当引当金	
建設助成金		長期預り金	
自動車道構築物		特別法上の引当金等	
自動車道構築物減価償却累計額		道路事業損失補てん引当金	
駐車場		償還準備金	
駐車場減価償却累計額		償還準備積立金	
附帯事業施設		社会資本整備引当金	
附帯事業施設減価償却累計額		（負債合計）	
事業資産建設仮勘定			
道路建設仮勘定			
自動車道構築物建設仮勘定		基本金	
駐車場建設仮勘定		出資金	
附帯事業施設建設仮勘定		剰余金	
有形固定資産		準備金	
建物		当期利益	
構築物		（繰越欠損金）	
機械及び装置		（繰越欠損金）	
車両及び運搬具		（当期損失）	
工具器具及び備品			
土地			
リース資産		（資本合計）	
建設仮勘定			
有形固定資産減価償却累計額			
無形固定資産			
有料道路関連道路債権			
その他の資産			
繰延資産			
前払費用			
調査費			
財産臨時損失			
合計		合計	

第３号様式（第６条）

事業年度　千葉県道路公社損益計算書

年　　月　　日から
年　　月　　日まで

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
管理業務費		業務収入	
道路管理業務費		道路料金収入	
駐車場管理業務費		駐車場料金収入	
附帯事業管理業務費		附帯事業収入	
一般管理費		業務雑収入	
一般管理費		受託業務収入	
諸減価償却費		受託業務収入	
償還準備金繰入額		業務外収入	
自動車道構築物減価償却費		利息収入	
駐車場減価償却費		有料道路関連道路収入	
附帯事業施設減価償却費		業務補助金収入	
固定資産減価償却費		固定資産処分益	
諸引当損		固定資産売却益	
道路事業損失補てん引当損		有価証券売却益	
償還準備積立金繰入損		雑益	
退職手当引当損		償還準備金取崩額	
賞与引当損		道路事業損失補てん引当金取崩益	
受託業務費			
受託業務費			
業務外費用		（当期損失）	
支払利息			
繰延資産償却			
固定資産除却損			
固定資産売却損			
雑損			
（当期利益）			
合計		合計	

○千葉県道路公社建設工事等契約事務取扱実施要綱

（昭和５０年６月１日
千葉県道路公社要綱第５号）

改正

昭和57年３月１日	要綱第１号	平成21年８月１日	要綱第３号
平成２年４月１日	要綱第１号	平成23年８月１日	要綱第２号
平成３年８月30日	要綱第１号	平成24年４月１日	要綱第４号
平成８年４月１日	要綱第１号	平成25年６月26日	要綱第８号
平成11年４月１日	要綱第３号	平成26年１月31日	要綱第９号
平成13年４月１日	要綱第１号	平成27年６月１日	要綱第６号
平成14年４月１日	要綱第１号	平成29年４月１日	要綱第４号
平成15年４月１日	要綱第３号	令和４年２月１日	要綱第３号
平成18年１月４日	要綱第５号		

（目的）

第１条　千葉県道路公社（以下「公社」という。）が発注する工事又は製造の請負及び調査、測量、設計等の業務委託（以下「工事等」という。）に係る契約事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより合理的かつ適正な処理を図ることを目的とする。

（執行伺）

第２条　工事等の契約の締結及び施行に関する事務を分掌する部長（以下「主務部長」という。千葉県道路公社組織規程（昭和46年5月11日千葉県道路公社規程第1号、以下「規程」という。））は、工事等を発注しようとするときは、あらかじめ別記第１号様式に記載して所定の決裁を受けなければならない。なお、１件の設計金額が５億円未満の工事又は製造の請負、２億円未満の工事用材料の買入れ及び設計・測量・調査等の委託業務に係る契約にあっては、非常勤役員の決裁を省略できるものとする。

（指名業者の選定）

第３条　契約担当者（以下「理事長」という。）は指名業者の選定において、千葉県道路公社建設工事等指名業者及び料金徴収業務等委託者選定審査会規程（昭和57年3月1日規程第3号。以下「審査会規程」という。）に基づいて行うものとする。

（指名業者の推薦）

第４条　主務課長は、審査会の開催に際し、別記第２号様式により指名業者を推薦しなければならない。

２　指名業者の推薦は、第２条の規定により決裁を受けた後でなければ、これを行うことはできない。

３　指名業者推薦書は、別に定める審査会規程第９条に基づいて作成するものとする。

（指名業者の決定）

第５条　公社の入札に係る指名業者の決定は、審査会の庶務及び入札に関する事務を分掌する総務部長が審査会の会議結果に基づき、理事長の決裁を受けることにより行うものとする。

（指名通知）

第６条　前条の規定により指名業者が決定されたときは、総務部長は次の事項について別記第３号様式により指名業者に通知するものとする。

（１）工事等の箇所

（２）工事等の名称

（３）入札約款及び契約事項を示す場所及び日時

（４）入札開札の日時及び場所

（５）入札書に記載する金額

（６）保証金に関する事項

（７）入札に関する注意事項

（図面説明等）

第７条　図面及び現場に関する説明、契約条件その他積算に必要な事項の説明（以下「図面説明等」という。）は、主務部長が行うものとする。

２　主務部長は、図面説明等に際し、指名業者に対し、別に定める入札約款及び契約書案を提示しなければならない。

（入札）

第８条　公社における入札は、総務部長又は主務部長が執行するものとする。

２　入札は別に定める入札約款に基づき行わなければならない。

３　総務部長が入札を行う場合において、主務部長又は主務部長の指名する職員（以下「立会人」という。）が、当該入札に立会わなければならない。

（開札）

第９条　前条第１項の規定により入札を執行する者（以下「入札の執行者」という。）は、開札に当たっては、落札者及びその金額を読み上げなければならない。

２　入札の執行者は、再度入札を行う場合においては、前入札における最低入札金額を読みあげなければならない。

（入札不調に伴う措置）

第10条　再度入札の結果においても落札者がないときは、主務部長は当該工事等に係る設計について検討のうえ、指名替え又は設計変更等再び入札に付するための必要な措置を講ずるものとする。

２　主務部長が前項の措置を講ずることができないときは、入札の執行者は、立会人

の意見を聴き、最低入札者（最低入札者から見積りを徴することができないときは、最低入札者を除く他の入札者のうちの最低入札者）から見積りを徴することができるものとする。

（予定価格）

第11条　予定価格は、実施設計額１億円以上の場合は理事長が、１億円未満の場合は主務部長が作成するものとする。

（最低制限価格）

第12条　工事若しくは製造の請負又は調査、測量、設計等の業務委託（地方公共団体の物品又は特定役務の調達を定める政令（平成7年政令第327号）の適用を受ける調達契約を除く。）に係る入札においては、別に定めるところにより最低制限価格を設けるものとする。

（契約の方法）

第13条　契約の方法は千葉県道路公社会計規程（昭和46年5月11日千葉県道路公社規程第8号。以下「会計規程」という。）第６７条に基づいて行うものとする。ただし、会計規程に定めのない場合は、地方自治法施行令第１６７条の２を準用するものとする。

（契約不適合責任期間）

第14条　工事等の請負契約における工事等の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任（次項において「契約不適合責任」という。）を負うべき期間は、２年とする。ただし、設備機器本体等については、１年とする。

２　工事の種類、性格等により、契約不適合責任を負うべき期間が前項の規定によることが適切でないと認められるときは、別に定めることができるものとする。

（契約の保証）

第15条　主務部長は、工事等の契約の締結に当たり、契約の相手方に、当該契約の約款・会計規程第７２条の保証を付さなければならない。

（増工事の契約等）

第16条　契約を締結し、請負者が既に施工中の工事等（以下「本工事等」という。）について、新たな工事等を契約変更により増加させることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（１）追加して発注しようとする工事等（以下「増工事等」という。）の設計を本工事等の設計と分離して行うことが不適当であるとき。

（２）増工事等に係る設計金額が本工事等の設計金額に比して極めてわずかであるとき。

（３）その他契約変更により行うことが特に必要であると認められるとき。

２　前項各号に定める場合を除き、増工事等に係る契約の締結は、本工事等の契約と

別途に行うものとする。

（工期の延長）

第17条　主務部長は、契約の相手方から工期延長承認願が提出されたときは、その内容について審査し、やむを得ないと認められるときは、所定の決裁を受けて工期の延長に関する変更契約を締結するものとする。

（変更契約書の様式）

第18条　工事等の請負契約に係る変更契約は、別記第４号様式により行わなければならない。

（契約台帳の整備）

第19条　主務部長は、工事等の契約及びその履行の状況を把握するため、契約台帳（別記第５号様式）を整備しておかなければならない。

（事故報告）

第20条　主務部長は、工事等について契約の履行及び工事の施行に関し事故が発生したときは、別記第６号様式により速やかに総務部長を経由して理事長に報告しなければならない。

（資格者名簿の管理等）

第21条　主務部長は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿の管理に当たり、記載事項の外部への漏えい及び散逸の防止等について十分配意しなければならない。

２　主務部長は、新たに作成された資格者名簿が配布されたときは、旧資格者名簿をとりまとめ、焼却その他の方法により処分し、その結果を別記第７号様式により千葉県県土整備部長に報告しなければならない。

（秘密の厳守）

第22条　工事等の契約事務に携わる者は、業者の指名及び工事金額等に関し、職務上知り得た秘密を守らなければならない。

（補則）

第23条　その他、この要綱に定めのない必要な事項は千葉県建設工事等契約事務取扱実施規程を準用する。

附　則

この要綱は、昭和50年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和57年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３年８月30日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成18年１月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成21年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成23年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成25年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年２月１日から施行する。

○建設工事に係る一般競争入札（事後審査Ⅱ型）実施要領

令和８年９月１日　制定

（趣　旨）

第１条 この要領は、千葉県道路公社が発注する建設工事において実施する一般競争入札に関し、入札執行前に全ての申請者が一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）契約担当者　千葉県道路公社理事長をいう。

（２）主管課長　　工事等の契約の締結に関する事務を分掌する総務経理課長をいう。

（３）主務課長　　工事等の施工に関する事務を分掌する課長をいう。

（対象工事）

第３条　原則として、千葉県道路公社が発注する次の工事とする。

（１）設計金額２千万円以上の工事

（２）設計金額２千万円未満の工事並びに設計金額１億円未満の災害復旧及び国土強靱化に関する工事で、契約担当者が特に必要と認める工事

（入札参加者の資格要件）

第４条　入札参加者は、千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、特定建設業許可を受け（設計金額が１億円未満の場合を除く）、千葉県道路公社建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、当該工事の申請書の提出期限日から当該工事の落札決定の時までの間、受けていない者でなければならない。

　また、工事の種類又は性質により、次の各号に定める資格要件を設けたときは、当該資格を有する者でなければならない。

（１）当該工事の工種に係る総合点数が一定値以上である者。

（２）当該工事の工種に係る経営事項審査の総合評定値が一定値以上である者。

（３）県内に本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所がある者。

（４）一定の資格及び施工実績を有する主任技術者（又は監理技術者）を配置できる者。

（５）原則として過去 15 年間に、当該工事と同種工事の施工実績がある者。

（６）当該工事の工種の年間平均完成工事高が一定値以上である者。

（７）当該工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（８）災害対応貢献企業である者。

（９）その他必要と認める事項。

２　地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第１６７条の４の規定に該当する者のほか，手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者、当該工事の入札日前６ヶ月以内に手形、小切手を不渡りした者、会社更生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者、民事再生法の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者は、入札に参加できないものとする。

（入札参加資格委員会）

第５条　契約担当者は、一般競争入札を執行しようとするときは、あらかじめ千葉県道路公社建設工事等入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）に次の事項を諮り、意見を聞くものとする。

（１）入札参加資格要件の設定

（２）特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注しようとするときは、その適否及び構成員数並びに代表者及び構成員の技術的要件等

（３）資格確認資料作成説明会及び資料のヒアリングの必要性の有無

（４）申請者の資格の有無の確認

（５）その他必要と認める事項

２　資格委員会の組織及び運営方法は､別に定める資格委員会設置要綱によるものとする。

（当該工事の資格要件の設定）

第６条　当該工事の資格要件は、資格委員会の意見を聞いて、契約担当者が決定するものとする。

２　主務課長は、別記第１号様式により一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格要件等設定資料を作成し、資格委員会に提出しなければならない。

（当該工事の公告）

第７条　主管課長は、自治令第 167 条の６の規定により、別記第２号様式に準じて、掲示の方法により当該工事の公告をするものとする。

２　掲示期間は、公告日を含めて 15 日間（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第１号）第１条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）とする。ただし、急を要する場合等においては、その期間を 10 日間（県の休日を除く。）までに短縮することができる。

３　主管課長は、入札参加を希望する者に、当該公告の写しを配布するものとする。

（資格確認の申請）

第８条　当該工事の入札に参加を希望する者は、別記第３号様式による申請書を入札公告に定められた期日（以下「申請期限日」という。）までに提出しなければならない。

（設計図書等の縦覧及び配布）

第９条　公告後速やかに、総務経理課において、当該工事に係る契約書案、入札約款、設計図面及び仕様書（以下、「設計図書等」という。）の縦覧を行うものとする。

２　設計図書等は、公告日以降、入札参加希望者に有償又は無償により配布するものとする。

（入札執行及び落札候補者の決定）

第１０条　入札参加者は、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定しようとする場合（以下「総合評価方式」という。）にあっては、入札前の技術評価点の情報漏洩を防止するため、「入札書・工事費内訳書」と総合評価方式における技術評価点を算出するための「技術資料」を、入札公告に定められた入札書受付期間に同時に提出しなければならない。

なお、総合評価方式は、別に定めるものとする。

２　契約担当者は，総合評価方式によらない工事においては、開札後、落札を保留し、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち，最低入札価格で入札した者を落札候補者として，開札を終了するものとする。

３　総合評価方式によらない工事であって、低入札価格調査制度を適用する工事においては、予定価格の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低入札価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「価格落札調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者のうち、最低入札価格をもって入札した者を落札候補者として、開札を終了するものとする。

４　前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格落札調査対象者がいないときは、予定価格の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低入札価格をもって入札した者を落札候補者とする。

５　契約担当者は、総合評価方式による工事においては、開札後、落札を保留し、予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、価格と技術評価点から算出する評価値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者として、開札を終了するものとする。

ただし、評価値の最も高い者が調査基準価格を下回る価格をもって入札したときは、「調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、「調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者」に比して評価値が同等以上である者」（以下「総合評価調査対象者」という。）により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

６　前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者がいないときは、予定価格の範囲内で調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする。

７　第２項から前項までの規定による落札候補者が二人以上あった場合は、くじを実施して、落札候補者及び落札候補者以外の入札者の順位を定める。

８　落札候補者以外の入札者において、最低入札金額で入札した者若しくは評価値の最も高い者又はくじ引きの結果、落札候補者に次ぐ順位となった者を次順位者とする。

（入札参加資格の確認及び落札者の決定）

第１１条　主務課長は、提出された資格確認資料に基づき、別記第４号様式により一般競争入札参加資格確認申請者一覧を作成する。

２　契約担当者は、落札候補者の入札参加資格を審査し、資格の有無について確認を行うものとする。

３　資格の有無の確認は，申請期限日をもって行うものとする。
４　審査の結果、入札参加資格がないことを確認した場合、契約担当者は、次順位者を落札候補者として順次審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまで審査を行うものとする。
５　契約担当者は、落札者を決定しようとするときは、資格委員会に次の事項を諮り、意見を聞くものとする。
（１）落札候補者に入札参加資格があり、その者を落札者とすること。
（２）入札参加資格の有無を確認した者のうち、落札候補者以外の者に、入札参加資格がないこと。
６　主務課長は、別記第５号様式により一般競争入札（事後審査Ⅱ型）参加資格確認書を作成の上、資格委員会に提出しなければならない。
７　入札参加者には、落札者決定通知書を通知するものとする。
８　入札参加資格がないと認めた者に対しては，別記第６号様式を郵送により、入札参加資格を満たさない項目及び理由を通知するとともに、当該理由について説明を求めることができる旨を教示することとする。

（無資格者への理由説明）

第１２条　資格がないと認められた者は､前条の通知の日から７日以内(県の休日を除く。)に書面をもって契約担当者に説明を求めることができる。
２　契約担当者は，前項の説明を求められた日から３日以内（県の休日を除く。）に書面をもって回答するものとする。

（共同企業体に発注する場合の取扱い）

第１３条　共同企業体に発注する場合は、千葉県道路公社特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき行い、資格要件は、構成員及び共同企業体それぞれについて設けるものとする。
２　申請書は、結成された共同企業体から提出するものとし、単独企業からの申請は認めないものとする。

（秘密の保持）

第１４条　申請者から提出された申請書は、申請者に返還せず、また公表しないものとする。

（入札結果の公表）

第１５条　落札者の決定後、速やかに別記第７号様式に準じて、次の各号に定める事項を総務経理課において公表するものとする。
（１）申請者
（２）入札参加資格がないと認めた申請者及びその理由
（３）当該入札に係る開札調書

附　則

この要領は、令和８年９月１日から施行する。